

令和4年第2回広川町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和4年6月7日

2. 招集場所 広川町議会議事堂

3. 開 会 令和4年6月14日（午前9時30分）

4. 応招議員

議長	野村泰也	7番	丸山修二
1番	山下茂	8番	光益良洋
2番	丸山幸弘	9番	池尻浩一
3番	竹下英治	10番	原野利男
4番	栗原福裕	11番	梅本哲
5番	江藤美代子	12番	野田成幸
6番	水落龍彦		

5. 不応招議員

なし

6. 出席議員

応招議員に同じ

7. 欠席議員

不応招議員に同じ

8. 地方自治法第121条の規定により説明のために会議に出席した者の氏名

町長	渡邊元喜	住民課長	前田武博
副町長	飯田潤一郎	福祉課長	才所潤一
教育長	富山拓二郎	建設課長	樋口信吾
政策調整課長	丸山英明	産業振興課長兼 農業委員会事務局長	井上新五
総務課長兼庁舎建設推進室長兼 選挙管理委員会書記長	鹿田健	協働推進課長	萩尾勝昭
会計管理者兼 税務課長兼会計室長	中島久見	教育委員会事務局教育次長	樋口尚寿
環境衛生課長	小松朋雄		

9. 本会に職務のために出席した者の氏名

議会事務局長	原野昌文	書記	野田比呂
議会事務局係長	丸山順子		

10. 議事日程

日程第1	報告第4号	令和3年度広川町一般会計継続費繰越計算書の報告について
日程第2	報告第5号	令和3年度広川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第3	議案第33号	広川町新庁舎会議室・倉庫・執務サポートエリア等家具購入に係る契約の締結について
日程第4	議案第34号	広川町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第5	議案第35号	広川町役場課設置条例の全部改正について
日程第6	議案第36号	広川町特別職報酬等審議会条例の一部改正について
日程第7	議案第37号	広川町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
日程第8	議案第38号	広川町子ども・子育て会議条例の一部改正について
日程第9	議案第39号	広川町防災拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について
日程第10	議案第40号	令和4年度広川町一般会計補正予算（第2号）について
日程第11	議案第41号	令和4年度広川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
日程第12	議案第42号	令和4年度広川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
日程第13	議案第43号	広川町指定ごみ袋購入に係る変更契約の締結について
日程第14	発委第1号	広川町議会委員会条例の一部改正について

日程第15 決定第1号 議員派遣の件

日程第16 常任委員会、議会運営委員会及び議会広報調査特別委員会の閉会中の所管事務調査について

午前9時30分 開議

○議長（野村泰也）

おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから本日の会議を開きます。本日の日程は、お手元に配付いたしております議事日程第2号のとおりであります。

日程第1 報告第4号

○議長（野村泰也）

日程第1. 報告第4号 令和3年度広川町一般会計継続費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

改めまして皆さんおはようございます。

報告第4号

令和3年度広川町一般会計継続費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により、令和3年度広川町一般会計継続費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和4年6月7日提出

広川町長 渡邊 元喜

内容につきましては、総務課長をもって説明をいたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

総務課長。

○総務課長（鹿田 健）

おはようございます。それでは、報告第4号の内容について御説明をいたします。

議案書2ページのほうをお願いいたします。

2ページの令和3年度広川町一般会計継続費繰越計算書でございます。

2款. 総務費、1項. 総務管理費、事業名、新庁舎等建設工事費（庁舎及び附属棟工事、外構工事分）の継続費2,410,979千円のうち、令和3年度歳出予算に計上いたしました393,200千円につきまして100千円の執行残額が生じたので、繰越金を財源として令和4年度へ逡次繰越しを行ったものとなります。

議案書3ページにつきましては、参考資料として今回の繰越しに係る歳出内訳と財源内訳を記載しておりますので、御確認ください。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

報告第4号 令和3年度広川町一般会計継続費繰越計算書の報告については報告のみにとどめます。

日程第2 報告第5号

○議長（野村泰也）

日程第2. 報告第5号 令和3年度広川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

報告第5号

令和3年度広川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、令和3年度広川町一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和4年6月7日提出

広川町長 渡邊 元喜

内容につきましては、総務課長をもって説明をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

総務課長。

○総務課長（鹿田 健）

それでは、報告第5号の内容の説明をさせていただきます。

議案書5ページの令和3年度広川町一般会計繰越明許費繰越計算書を御覧ください。

令和3年度一般会計補正予算（第10号）で御承認いただいていた繰越明許費14事業、総額274,735千円のうち、年度内に完了した仮想環境検証支援委託料1,254千円を除く13事業、273,481千円の繰越状況について御説明をいたします。

5ページの計算書に記載しておりますとおり、2款1項. 総務管理費、地域コミュニティ施設等デジタル化推進事業から一番下の10款2項. 公共土木施設災害復旧費、公共土木施設単独災害復旧費までの240,413千円を令和4年度に繰越しを行っております。

なお、この繰越しに係る財源といたしましては、未収入特定財源として、国県支出金145,773千円、地方債64,996千円、一般財源29,644千円としておるところです。

6ページ以降につきましては、参考資料として今回の繰越しに係ります歳出内訳とその財源を記載しておりますので、御確認をお願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

報告第5号 令和3年度広川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告については報告のみにとどめます。

日程第3 議案第33号

○議長（野村泰也）

日程第3. 議案第33号 広川町新庁舎会議室・倉庫・執務サポートエリア等家具購入に係る契約の締結についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第33号

広川町新庁舎会議室・倉庫・執務サポートエリア等家具購入に係る契約の締結について

広川町新庁舎会議室・倉庫・執務サポートエリア等家具購入について、次のように契約を締結するものとする。

令和4年6月7日提出

広川町長 渡邊 元喜

- 1 事業名 広川町新庁舎会議室・倉庫・執務サポートエリア等家具購入
- 2 契約額 3,370万4,000円
- 3 契約の相手方 福岡県八女市本町532番地
有限会社サカイ文具店
代表取締役 酒井 理喜

提案理由

広川町新庁舎会議室・倉庫・執務サポートエリア等家具購入のため、条件付一般競争入札により契約者を定めたが、その者と物品購入契約を締結するに当たり、広川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和40年広川町条例第19号）第3条の規定に基づき町議会の議決を求める。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第33号 広川町新庁舎会議室・倉庫・執務サポートエリア等家具購入に係る契約の締結についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第34号

○議長（野村泰也）

日程第4. 議案第34号 広川町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第34号

広川町国民健康保険税条例の一部改正について

標記の条例案を別紙のとおり提案する。

令和4年6月7日提出

広川町長 渡邊 元喜

提案理由

地方税法（昭和25年法律第226号）、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）及び地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）の改正により、本条例を一部改正するものである。

内容につきましては、住民課長をもって説明をいたします。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（野村泰也）

住民課長。

○住民課長（前田武博）

それでは、議案第34号 広川町国民健康保険税条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案書15ページの説明資料で御説明いたします。

現行の課税限度額のうち、医療保険分を630千円から20千円引き上げて650千円、後期高齢者支援分を190千円から10千円引き上げて200千円、介護保険分は変わらず170千円で、合計990千円から1,020千円に課税限度額を改めます。

では、改正箇所について、13ページの新旧対照表を御覧ください。

第2条第2項は国民健康保険税のうち医療分と呼ばれる基礎課税額について定めています

が、課税限度額が20千円引き上げられましたので、ただし書中の「63万円」を「65万円」に改めます。

次に、同条第3項では後期高齢者支援金等課税額の基礎課税額について定めていますが、課税限度額が10千円引き上げられましたので、ただし書中の「19万円」を「20万円」に改めます。

続いて、第23条は国民健康保険税の減額について定めていますが、こちらでも同様に医療分の課税限度額を「63万円」から「65万円」に、後期高齢者支援分を「19万円」から「20万円」に改めます。

また、次の14ページになりますが、附則の第2項で「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」の語句は第23条中第1項にのみ記載されていることから、「同条中」を「同項中」に改める規定の整備を行うものでございます。

この条例による改正後の広川町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によります。

今回の改正によります国保税の影響ですが、限度額の引上げによります国保税の税収は令和3年度の課税内容で算定しますと128世帯分、2,930千円が増額になります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

増額世帯と、その増額について説明をしていただきましたけど、その128世帯のうち30千円の引上げになるのは何世帯でしょうか。

○議長（野村泰也）

住民課長。

○住民課長（前田武博）

御質問の30千円上がる世帯ですけれども、先ほど申し上げた数字のうち、81世帯が30千円上がる世帯になります。

以上です。

○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

議案第34号の反対討論をいたします。

今回の改正は、課税限度額を30千円引上げ、1,020千円とするものです。

年間1,000千円をも超える保険税は大きな負担です。所得の多い方の中には多額な返済を抱えている方もあります。所得が多いからといって負担能力があるとは限りません。

また、以前にも申しましたけれども、国保の制度は年金生活者の方などが多く、基盤の弱い制度です。

また、各世帯に定額で掛けるほかの保険にはない平等割とか均等割などの制度もあります。その平等割、均等割の額を合わせますと全国で保険税額は1兆円になるとされています。そこで、全国知事会や全国町村会は公費1兆円を投入して協会けんぽ並みの負担にすることを政府に求めております。もともと高過ぎる国保税です。その上、さらに限度額を引き上げることには反対です。よって、広川町国民健康保険税条例の一部改正について反対いたします。

○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

これをもって討論を終結いたします。

反対討論がありましたので、この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野村泰也）

起立多数です。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第35号

○議長（野村泰也）

日程第5. 議案第35号 広川町役場課設置条例の全部改正についてを議題といたします。
提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第35号

広川町役場課設置条例の全部改正について

標記の条例案を別紙のとおり提案する。

令和4年6月7日提出

広川町長 渡邊 元喜

提案理由

令和4年9月1日付の組織機構の改定に伴う課の名称等の変更のため、本条例の全部を改正するものである。

内容につきましては、政策調整課長をもって説明をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山英明）

皆さんおはようございます。それでは、議案第35号について御説明申し上げます。
議案書17ページをお願いいたします。

広川町役場課設置条例の全部改正についてでございます。

令和4年9月1日付の組織機構の改定に伴う課の名称変更のため、条例を改正いたすものでございます。

第1条で、課の設置、この中で、総務課、企画課、住民課、福祉課、税務会計課、環境課、建設課、産業課の8課を定めております。

第2条で、課の分掌事務につきましては、別途町長が定めるとしております。

附則にて、この条例の施行については令和4年9月1日としております。

なお、教育委員会部局につきましては、広川町教育委員会事務局庶務規則により、子ども課、生涯学習課の設置を定めることとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願ひます。3番竹下英治君。

○3番（竹下英治）

この改正で、背景等は若干の御説明があったと思うんですけども、一言で言って何がよくなるのか、教えてもらっていいですか。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山英明）

今回の組織機構の改定におきましては、まず、子ども課の設置でございます。国のほうがこども家庭庁を設置するようにしております。遅れておりますが、それに伴いますように子供の子育て、それから、学校の教育までの子育てに関する部分の横断的な支援を緊密に行うために子ども課の設置を第一義として今回やっております。

総務課関係、総務部門の再編につきましては、人間を集めることにより総務部門の強化を図るものでございます。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第35号 広川町役場課設置条例の全部改正についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第36号

○議長（野村泰也）

日程第6．議案第36号 広川町特別職報酬等審議会条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第36号

広川町特別職報酬等審議会条例の一部改正について

標記の条例案を別紙のとおり提案する。

令和4年6月7日提出

広川町長 渡邊 元喜

提案理由

令和4年9月1日付の組織機構の改定に伴う事務分掌の変更のため、本条例の一部を改正するものである。

内容につきましては、政策調整課長をもって説明いたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山英明）

それでは、議案第36号 広川町特別職報酬等審議会条例の一部改正について御説明申し上げます。

本審議会については、現在、政策調整課所管でございますが、組織機構改定後につきましては総務課所管となるため、一部を改正するものでございます。

議案書19ページをお願いいたします。

第6条中、所管の事務を「政策調整課」を「総務課」に改めるものでございます。

附則におきまして、この条例は、令和4年9月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第36号 広川町特別職報酬等審議会条例の一部改正についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第37号

○議長（野村泰也）

日程第7. 議案第37号 広川町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第37号

広川町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
標記の条例案を別紙のとおり提案する。

令和4年6月7日提出

広川町長 渡邊 元喜

提案理由

令和4年9月1日付の組織機構の改定に伴う課の名称の変更のため、本条例の一部を改正するものである。

内容につきましては、政策調整課長をして説明をいたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山英明）

それでは、議案第37号 広川町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

組織機構の改定に伴いまして、上下水道の主管課である環境衛生課が環境課と名称変更となるための改正でございます。

議案書22ページでございます。

第4条第2項中「環境衛生課」を「環境課」に改める。

附則で、この条例については、令和4年9月1日から施行するものとしております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第37号 広川町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第38号

○議長（野村泰也）

日程第8. 議案第38号 広川町子ども・子育て会議条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第38号

広川町子ども・子育て会議条例の一部改正について

標記の条例案を別紙のとおり提案する。

令和4年6月7日提出

広川町長 渡邊 元喜

提案理由

令和4年9月1日付の組織機構の改定に伴う課の名称及び事務分掌の変更のため、本条例の一部を改正するものである。

内容につきましては、政策調整課長をもって説明をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山英明）

それでは、議案第38号 広川町子ども・子育て会議条例の一部改正について御説明申し上げます。

本会議につきましては、現在、福祉課所管でございますが、組織機構改定後は子ども課所管となるため、一部を改正するものでございます。

議案書は25ページをお願いいたします。

第7条中「福祉課」を「子ども課」に改める。

附則で、この条例は、令和4年9月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。5番江藤美

代子君。

○5番（江藤美代子）

教育委員会の中に子ども課を設置して、子育てと学校教育の横断的な支援をしていくという提案でしたが、逆に、今の福祉課がそういうのを担当している現在の組織での問題点というか、課題とかどんなふうに、問題点は何かというのと、それを替えることでどんなメリットがあるのかというのをもう少し詳しく教えていただけますか。

○議長（野村泰也）

副町長。

○副町長（飯田潤一郎）

特に問題点というよりも、今以上に学校教育と子育て、福祉部門との情報共有、意思疎通、より高いレベルの議論ということを求めたものでございます。

○議長（野村泰也）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第38号 広川町子ども・子育て会議条例の一部改正についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第39号

○議長（野村泰也）

日程第9．議案第39号 広川町防災拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第39号

広川町防災拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について

標記の条例案を別紙のとおり提案する。

令和4年6月7日提出

広川町長 渡邊 元喜

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、広川町防災拠点施設の設置及び管理に関する事項を定めるため、本条例を制定するものである。

内容につきましては、協働推進課長をもって説明をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

協働推進課長。

○協働推進課長（萩尾勝昭）

それでは、議案第39号 広川町防災拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について説明をいたします。

本条例につきましては、9月26日供用開始となります防災拠点施設の設置及び管理に関する条例について、地方自治法の規定に基づき制定をするものでございます。

それでは、議案書の28ページを御覧ください。

条文の内容について説明をさせていただきます。

第1条につきましては、災害時における防災活動拠点施設及び避難施設、防災意識の向上、町民の交流、教育・文化の発展を図る施設として規定をしているところでございます。

第3条の事業につきましては、第1条の目的を達成するための事業内容を第1号から第5号までを規定しております。

第4条の使用者の範囲につきましては、町内に在住し、在勤し、もしくは在学する者、またはこれらの者を含む団体と規定をしているところでございます。

29ページを御覧ください。

第6条です。使用の許可及び条件につきましては、使用する者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならないと規定しております。

第7条の使用の優先につきましては、災害時の活動のため緊急に使用する場合は、ほかのいかなる場合の使用よりも優先することとしております。

30ページを御覧ください。

使用料です。使用料につきましては、31ページ、別表に定める使用料を納付しなければならない旨の規定を定めております。

また、第14条、使用料の減免につきましては、特別な理由があると認めるときは、使用料を減額し、または免除することができると規定をしているところです。

31ページ、中段です。

附則として、この条例は、令和4年9月26日から施行する。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。3番竹下英治君。

○3番（竹下英治）

全協のときもお伺いしたんですけれども、第13条に関係しますので、お尋ねしますが、前、公共施設の使用についての検討がなされようとして、趣旨はいいとして、説明資料が取りそろうていなかったということで、1回差戻しをさせていただいたと思います。

その後どうなったのか、今後どうするのか、ちょっと教えてもらっていいですか。

○議長（野村泰也）

副町長。

○副町長（飯田潤一郎）

議員がおっしゃったような趣旨で一旦説明した部分については、さらに調査、議論が必要だということで撤回をしておりました。その後、御承知のように、新型コロナウイルス感染の拡大で公共施設の様々な貸出しというものに制限を設けて、極端な場合、貸さないという事態も適用もいたしました。そういう中で、併せて公共施設の料金についての議論というふうにはならないだろうということで、今日まで施設使用料等の議論はその後しておりませんが、新型コロナウイルス感染が収束して、今後、施設使用の貸出し等の制限が全くないというような時代が参りましたら改めて議論をさせていただきたいという考えでおります。

○議長（野村泰也）

よろしいですか。

ほかにありませんか。4番栗原福裕君。

○4番（栗原福裕）

減免関係ですが、全協の折にも池尻議員のほうから意見が出ておりましたが、ぜひとも子供の団体とか、そういうスポーツクラブについては、親が会議する場合等にもぜひそこら辺りを検討していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（野村泰也）

協働推進課長。

○協働推進課長（萩尾勝昭）

御質問いただいた件ですけれども、その後、全協終了後、すぐに教育委員会と協議をさせていただいております。なるべくそういった今質問の趣旨に合うような形で話を進めてまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第39号 広川町防災拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第40号

○議長（野村泰也）

日程第10. 議案第40号 令和4年度広川町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第40号 令和4年度広川町一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。予算書1ページをお願いします。

今回の歳入歳出予算の補正につきましては、第1条第1項のとおり、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ168,138千円を追加し、予算総額を9,739,653千円とするものです。

第2条 債務負担行為の補正につきましては、予算書4ページに記載のとおり、現庁舎及び付属建物解体工事について新たに追加をお願いするものです。

第3条 地方債の補正につきましては、予算書5ページに記載のとおり、2. 庁舎建設事業ほか2事業につきまして、限度額の変更をお願いするものです。

予算書2ページをお願いします。

歳入補正予算について御説明いたします。

15款2項. 国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金など82,225千円を増額計上しております。

16款3項. 県委託金は、参議院議員通常選挙執行経費交付金242千円を増額計上しております。

19款1項. 基金繰入金は、財政調整基金繰入金を24,591千円増額計上しておりますが、公共施設整備基金繰入金を減額しており、全体では12,329千円減額しております。

21款4項. 雑入は自治総合センター一般コミュニティ助成金1,400千円を増額計上し、22款1項. 町債は地方債の補正にて説明しました事業について96,600千円を増額計上しております。

3ページをお願いします。

歳出補正予算について御説明いたします。

2款1項. 総務管理費は庁舎建設事業費など65,871千円、3項. 戸籍住民基本台帳費は3,707千円、4項. 選挙費は参議院議員通常選挙費242千円をそれぞれ増額計上しております。

3款1項. 社会福祉費は住民税非課税世帯等への臨時特別給付事業など35,954千円、2項. 児童福祉費は低所得の子育て世帯生活支援特別給付金など23,133千円をそれぞれ増額計上しております。

4款1項. 保健衛生費は予防接種事業費3,412千円、5款1項. 農業費は農業用廃プラスチック適正処理推進事業費など2,901千円、6款1項. 商工費は観光費3,500千円、7款2項. 道路橋梁費は狭あい道路整備等促進事業費など2,820千円、8款1項. 消防費は消防団運営事業費など1,601千円をそれぞれ増額計上しております。

9款1項. 教育総務費は公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業3,923千円、2項. 小学校費は小学校給食費など11,841千円、3項. 中学校費は中学校給食費など7,133千円、5項. 社会教育費は図書館運営費2,100千円をそれぞれ増額計上しております。

なお、2款1項. 総務管理費、3項. 戸籍住民基本台帳費、9款2項. 小学校費、3項.

中学校費につきましては、国庫支出金及び地方債による財源組替えを行っております。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村泰也）

総務課長。

○総務課長（鹿田 健）

それでは、総務課関係の補正予算について御説明させていただきます。

予算書4ページをお開きください。

第2表 債務負担行為補正でございます。

現庁舎及び付属建物解体工事の令和5年度分の予定額につきまして、87,121千円の債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

第3表 地方債補正でございます。

2. 庁舎建設事業及び13. 防災拠点等施設建設事業につきましては、現庁舎及び付属建物解体工事と備品購入等を主とした起債対象事業費の増額を行っておるところです。

6の狭あい道路整備等促進事業につきましては、前年度の国庫補助金の年度間調整分の借入れを行うものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。

予算書は8ページをお願いいたします。中段の部分になります。

15款2項5目. 総務費国庫補助金については、社会保障・税番号制度システム整備補助金1,441千円、16款3項1目. 総務費県委託金につきましては、参議院議員通常選挙執行経費交付金242千円をそれぞれ追加しております。

下段の19款1項1目. 財政調整基金繰入金につきましては、全体の財源調整のために24,591千円を増額するものでございます。

9ページをお願いいたします。

22款1項. 町債については、地方債の補正で説明しましたとおり、1目. 総務債74,300千円、4目. 土木債1,200千円、6目. 消防債21,100千円をそれぞれ増額するものでございます。

次に、歳出予算について御説明いたします。

予算書は10ページをお願いいたします。

2款1項2目. 文書広報費です。文書取扱費に、令和5年4月に施行されます個人情報保護法の改正に対応するための個人情報保護条例改正支援業務委託料4,620千円を新たにお願いするものでございます。

その下、5目の財産管理費につきましては、庁舎建設事業費に現庁舎及び付属建物解体工事及び関連経費を58,080千円計上しております。

下のほうの13目. 情報管理費につきましては、情報化推進事業費に国のガバメントクラウドに対応する経費として1,441千円の追加をお願いするものでございます。

11ページをお願いいたします。

中段の2款4項4目. 参議院議員通常選挙費242千円については、立候補予定者の動向や、期日前投票のスケジュール等を考慮いたしまして必要な経費の増額をお願いするものでござ

います。

以上で総務課関係の補正予算の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山英明）

続きまして、政策調整課関係の補正予算について御説明申し上げます。

予算書は8ページをお願いいたします。

8ページ、歳入です。

上段の15款2項1目。民生費国庫補助金のうち、1節の社会福祉費国庫補助金23,169千円につきましては、住民税非課税世帯等への臨時特別給付金事業の令和4年度対象者追加によるものでございます。

中段、15款2項5目。総務費国庫補助金のうち、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金33,393千円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染症対策及びコロナ禍における原油価格・物価高騰対応支援事業に充当するものでございます。

続いて、歳出でございます。

予算書の10ページをお願いいたします。

10ページ、上段、2款1項1目。一般管理費330千円の増額につきましては、職員の身分回復請求事件訴訟において、一審、二審が結審いたしましたので、それに係ります弁護士委託料を計上しております。

続いて、11ページをお願いいたします。

11ページ、下段になります。3款1項1目。社会福祉総務費のうち、住民税非課税世帯等への臨時特別給付事業35,099千円につきましては、令和4年度追加事業における事業費と令和3年度事業の確定によります精算返納を国より指示がございましたので、国庫支出金精算返納金を計上しております。

以上で政策調整課の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

福祉課長。

○福祉課長（才所潤一）

続きまして、福祉課関係の補正予算について御説明いたします。

予算書の8ページを御覧ください。

歳入について説明いたします。

15款2項1目。民生費国庫補助金、説明欄の3つ目、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金21,522千円の増額につきましては、食費等の物価高騰などに直面する低所得の子育て世帯に対し、生活の支援として支給されるもので、補助率10分の10となります。

次に、歳出について説明します。

予算書の11ページ、下段をお願いします。

3款1項1目。社会福祉総務費、説明欄の障害者福祉費220千円の増額は、特別障害者手当の請求に係る裁判の弁護士委託料を計上しております。

12ページ、下段をお願いします。

3款2項1目．児童福祉総務費317千円の増額は、新型コロナウイルス感染拡大対策事業として保育所及び学童保育所へ抗原検査キットを配付するものです。

2目．児童措置費、説明欄の子育て世帯への臨時特別給付事業費1,294千円の増額は、令和3年度に実施しました給付金事業の実績報告による精算返納によるものです。

13ページをお願いします。

説明欄の低所得の子育て世帯生活支援特別給付金21,522千円の増額は、食費等の物価高騰などに対し、18歳未満の子供がいる養育者、または特別児童扶養手当の受給者であって令和4年度の住民税均等割が非課税の世帯に対し、児童1人当たり50千円を給付するもので、その給付費及び事務費を計上しております。

以上で福祉課分の補正予算の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（樋口尚寿）

続きまして、教育委員会事務局関係の補正予算について御説明いたします。

まず、歳入補正予算です。

8ページをお開きください。上段をお願いいたします。

15款2項4目．教育費国庫補助金の2,700千円は、感染症対策等学校教育活動継続支援事業補助金です。

学校教育の活動の着実な継続のため、感染症対策に必要となる備品の購入などに係る補助金です。補助率は2分の1ですが、学校規模に応じまして補助上限額が設定されております。交付決定見込みにより計上をしております。

次に、歳出補正予算です。

16ページをお願いいたします。中段をお願いいたします。

9款1項3目．義務教育振興費の3,923千円は、八女市適応指導教室に通う生徒が教室でタブレットを使用できるよう整備するため、また、家庭でタブレットを充電するための充電器や小学校用に予備器としてタブレットを追加購入するため、役務費や備品購入費を増額するものです。

16ページの下段から17ページの上段です。

9款2項1目．学校管理費のうち、小学校施設管理費の617千円は、各小・中学校の事務官が定期的に共同事務作業を行っております中広川小学校において町の財務会計システムを使用できるよう整備するための役務費及び工事請負費の増額によるものです。

小学校給食費の11,118千円は、熱風消毒や次亜塩素酸ナトリウムでの消毒が可能な食器を購入するための消耗品費や、LPガスの値上がりによる燃料費及び給食費の値上りを抑えるために食材費等の値上がり分を助成するための負担金、補助及び交付金の増額によるものです。

新型コロナウイルス感染拡大対策費（小学校）の106千円は、町内の幼稚園、小学校用に抗原検査キットを購入するための消耗品費の増額によるものです。

17ページの下段から18ページの上段をお願いいたします。

9款3項1目．学校管理費のうち、中学校施設管理費の1,403千円は、広川中学校の電話機設備故障に伴い取替え工事を行うための工事請負費の増額によるものです。

中学校給食費の5,673千円は、先ほどの小学校給食費と同様の経費の増額によるものです。新型コロナウイルス感染拡大対策費（中学校）の57千円は、中学校用に抗原検査キットと女子トイレに設置する生理用品を購入するための消耗品費の増額によるものです。

18ページの下段です。

9款5項7目．図書館費の図書館運営費の2,100千円は、図書館が閉館となった場合でも本を借りることができるよう電子書籍を整備するための委託料とクラウド使用料などの使用料及び賃借料の増額によるものです。

以上で教育委員会事務局関連の補正予算の説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

協働推進課長。

○協働推進課長（萩尾勝昭）

それでは、協働推進課関連の補正予算について説明をいたします。

予算書の9ページ、上段を御覧ください。

歳入予算について御説明をいたします。

21款4項2目．雑入1,400千円につきましては、一般コミュニティ（宝くじ）助成事業の採択枠が本年度増えたために増額をするものでございます。

続いて、歳出でございます。

10ページの下段を御覧ください。

2款1項6目．企画費1,400千円の増額につきましては、一般コミュニティ助成金の増枠分となっております。

続いて、15ページ、下段を御覧ください。

8款1項2目．非常備消防費1,011千円につきましては、消防団退団者確定による退職報償金の増額と消防団定数の増員に伴い退職報償金掛金の増額となっております。

3目．消防施設費につきましては、防火水槽改修工事の変更に伴う590千円の増額となっております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

住民課長。

○住民課長（前田武博）

それでは、住民課関連の一般会計補正予算について御説明いたします。

予算書11ページを御覧ください。

歳出の補正です。

2款3項1目12節の委託料3,707千円の増額は、県の住民基本台帳ネットワーク機器を新庁舎へ移設するための業務委託費を517千円、戸籍システムにおいて除附票データを追加するための業務委託費3,190千円を増額補正するものでございます。

次に、12ページ、中段を御覧ください。

3款1項6目27節．繰出金539千円の増額は、特定健康診査等事業費の増額に伴い、国民健康保険特別会計のその他繰出金を増額するものです。

次に、3款1項8目27節．繰出金96千円の増額は、後期高齢者医療一般管理費の増額に伴

い、後期高齢者医療特別会計事務費繰出金を増額するものです。

次に、14ページを御覧ください。中段になります。

4款1項2目11節、通信運搬費57千円は、HPVワクチン、子宮頸がんワクチンのキャッチアップ接種、積極的な勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方へ対応するという意味ですけれども、個別勧奨の案内発送に伴い、増額するものです。

同じく19節、扶助費3,355千円は、子宮頸がんワクチンの個別勧奨再開前に自費で予防接種を受けた人への接種費用の償還払いを実施するため計上するものです。

以上で住民課関連の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（野村泰也）

産業振興課長。

○産業振興課長（井上新五）

産業振興課関係の補正予算について説明いたします。

予算書14ページ、下段をお願いいたします。

歳出の補正となります。

5款1項3目、農業振興費につきましては、農業用廃プラスチック適正処理推進事業に係る備品購入補助金として2,712千円の増額補正をお願いするものです。

次の5目、農地費につきましては、かんがい排水改修工事に係る測量登記委託料及び土地購入費の増額、次ページの上段、6款1項4目、観光費につきましては、コロナ関連施策として新生活様式に対応したイベント開催に必要な備品購入に係る補助金として3,500千円の増額補正をお願いするものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（野村泰也）

建設課長。

○建設課長（樋口信吾）

建設課関連の補正予算について説明いたします。

予算書15ページ、中段をお願いします。

7款2項1目、道路橋梁総務費の100千円の増額は、直営での草刈り作業中に付近で発生した車両のリアガラス損傷事故について広川町を相手とした損害賠償請求が出されたので、その弁護依頼のための着手金であります。

下段、7款2項3目、道路新設改良費の2,720千円の増額補正につきましては、令和3年度で補助金交付決定を受けていた狭あい道路整備等促進事業の交付金の受入額が対象事業費を上回っていたため、その分を今年度に年度間調整し、事業を実施するものでございます。

建設課分の補正は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（野村泰也）

各課の説明が終わったところでございますが、暫時休憩いたします。

午前10時36分 休憩

午前10時44分 再開

○議長（野村泰也）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。8番光益良

洋君。

○8番（光益良洋）

1件お伺いいたします。

学校の給食費についてお伺いいたします。

今説明があったように、物価高騰による補助金ということで、本当にありがたい話かなというふうに思っておりますが、その財源はどこから今回のやつは来るのかということと、それに対して、今現在、給食費、材料費として保護者の方々からいただいておりますが、それは今年度上げる予定はないと、材料高騰による上げる予定はないという考えを持っておられるのか、お聞きします。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（樋口尚寿）

お答えします。

財源につきましては、新型コロナ対策臨時交付金を活用したいと考えております。

また、値上がり分につきましては、今年度に関しましては、その財源を生かして補助金という形で予算計上をお願いしておりますので、その分をもって各保護者からの給食費の値上げについては考えておりません。

以上です。

○議長（野村泰也）

8番光益良洋君。

○8番（光益良洋）

本当にありがたい話でございますけれども、財源は今回コロナの対策のほうでやるということですが、今現在、いろんなところで言われているように、ロシアのウクライナ侵攻によって物価が高騰している、もしくは今、為替によって円がどんどん安くなって輸入品が高騰しているのも、今回値上げがあった分に関しては、多分来年度、これから先、値下げという方向にはほぼほぼならないのかなと考えております。

今回こういった形で助成金や補助金がある中でやっていただくということですが、来年度以降、こういった形で、金額で見れば結構な金額の補助金を今回計上していただいておりますが、それを全てまた材料費として保護者の負担増につながるようなことになっても、またそれは何かの対策をしなきゃいけないというふうに考えております。今後、早い時期になるかもしれませんが、物価はもう落ちないという頭の中で、来年度以降、まだ考えを持っておられるか分かりませんが、どのようにお考えを持っておられるのか、お聞きします。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（樋口尚寿）

令和5年度に関しましては、まだ今のところ何も検討しておりませんが、今言われたような社会情勢、ウクライナ情勢とか円安とか、あとまた新型コロナウイルス関係で物価の上昇等があるような場合につきましては、適正に対処しながら検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（野村泰也）

8番光益良洋君。

○8番（光益良洋）

3回目です。そういったところも踏まえた中で、ぜひ保護者負担増にならないように早い段階で財政と話をさせていただいて、ぜひとも保護者の負担が一円でも多くならないように頑張っていたきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第40号 令和4年度広川町一般会計補正予算（第2号）についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第41号

○議長（野村泰也）

日程第11. 議案第41号 令和4年度広川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第41号 令和4年度広川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

予算書1ページをお願いします。

今回の歳入歳出予算の補正につきましては、第1条第1項のとおり、既定の予算総額に539千円を追加し、予算総額を2,630,626千円とするものです。

2ページをお願いします。

歳入補正予算について御説明いたします。

10款1項. 他会計繰入金は、一般会計繰入金を539千円増額計上しております。

3ページをお願いします。

歳出補正予算について御説明いたします。

6款2項. 特定健康診査等事業費は、保健指導実践ツール活用支援業務委託料を539千円増額計上しております。

御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第41号 令和4年度広川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第42号

○議長（野村泰也）

日程第12. 議案第42号 令和4年度広川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第42号 令和4年度広川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

予算書1ページをお願いします。

今回の歳入歳出予算の補正につきましては、第1条第1項のとおり、既定の予算総額に96千円を追加し、予算総額を305,448千円とするものです。

2ページをお願いします。

歳入補正予算について御説明いたします。

4款1項. 一般会計繰入金は、事務費繰入金を96千円増額計上しております。

3ページをお願いします。

歳出補正予算について御説明いたします。

1款1項. 総務管理費は、後期高齢者医療一般管理費の印刷製本費を96千円増額計上しております。

御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
これから討論を行います。討論のある方の挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第42号 令和4年度広川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第43号

○議長（野村泰也）

日程第13. 議案第43号 広川町指定ごみ袋購入に係る変更契約の締結についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第43号

広川町指定ごみ袋購入に係る変更契約の締結について

広川町指定ごみ袋購入について、次のように変更契約を締結するものとする。

令和4年6月9日提出

広川町長 渡邊 元喜

- 1 事業名 広川町指定ごみ袋購入
- 2 当初契約額 575万1,350円
- 3 変更契約額 758万9,670円
- 4 契約の相手方 福岡県福岡市中央区天神2丁目14番8号
アルフォーインターナショナル株式会社九州支店
支店長 長尾 和美

提案理由

広川町指定ごみ袋購入について、作成枚数増により契約金額を増額する変更契約が必要となったため、広川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和40年広川町条例第19号）第3条の規定に基づき町議会の議決を求める。

慎重審議を賜り、御決定いただきますよろしくお願いたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第43号 広川町指定ごみ袋購入に係る変更契約の締結についてを採決します。
原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

日程第14 発委第1号

○議長（野村泰也）

日程第14. 発委第1号 広川町議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。議会運営委員会委員長、水落龍彦君。

○議会運営委員会委員長（水落龍彦）

発委第1号 広川町議会委員会条例の一部改正について説明いたします。

標記の条例案を、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに広川町議会会議規則第13条第3項の規定に基づき別紙のとおり提出します。

令和4年6月14日提出。

提案理由ですが、広川町役場課設置条例が役場組織機構の見直しにより改正されることにより、広川町議会委員会条例第2条を改正するものであります。

次の新旧対照表を御参照ください。

第2条第1号、総務産業常任委員会の所管は、政策調整課と協働推進課を統合し「企画課」に、会計室を削り、「産業振興課」を「産業課」に改め、「公平委員会事務局」を加えるものです。

第2号、厚生文教常任委員会の所管については、「税務課」を「税務会計課」に、「環境衛生課」を「環境課」に、「教育委員会事務局」を「子ども課、生涯学習課」に変更し、改正を行うものです。

この条例は、令和4年9月1日から施行するものでございます。

6月9日の全員協議会において広川町役場課設置条例の全部改正についての説明がありましたが、それと関連しての発委となっております。よろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。3番竹下英治君。

○3番（竹下英治）

所管内容が変わるところはありますか。

○議長（野村泰也）

委員長、水落龍彦君。

○議会運営委員会委員長（水落龍彦）

会計室が税務会計室ということになり、総務産業常任委員会から厚生文教常任委員会に変わります。

○議長（野村泰也）

よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから発委第1号 広川町議会委員会条例の一部改正についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

日程第15 決定第1号

○議長（野村泰也）

日程第15. 決定第1号 議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りします。議員派遣の件につきましては、会議規則第127条の規定により、お手元に配付しております議案書のとおり議員を派遣することにしたいと思っております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。したがって、議員派遣はお手元に配付しましたとおり議員を派遣することに決定いたしました。

日程第16 常任委員会、議会運営委員会及び議会広報調査特別委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長（野村泰也）

日程第16. 常任委員会、議会運営委員会及び議会広報調査特別委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

総務産業常任委員長、厚生文教常任委員長、議会運営委員長及び議会広報調査特別委員長から、会議規則第74条の規定によって、お手元に配付しました所管事務の調査について閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第2回広川町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

午前11時2分 閉会

以上、議会の経過を記載して、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

議 長 野 村 泰 也

5 番 議 員 江 藤 美 代 子

11 番 議 員 梅 本 哲